

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	第2回みよし市自治基本条例検討ネットワーク会議		
開催日時	平成30年8月30日(木) 午後1時30分から午後2時まで		
開催場所	みよし市役所6階 601・602会議室		
出席者	<p>委員(出席) 柘植久明(みよし市区長会代表) 新谷千晶(NPO法人代表) 小野田正臣(みよし市区長会代表) 長谷川敏夫(みよし市区長会代表) 西村準一(みよし市区長会代表) 天石惇郎(みよし市社会福祉協議会代表) 富樫佐智子(みよし市文化協会代表) 清田由雅(みよし市体育協会代表) 鈴木伸幸(いきいきクラブみよし連合会代表) 服部正人(愛知中央青年会議所代表) 日比野直子(みよし市教育委員会代表) 岩田信男(みよし市農業委員会代表)</p> <p>委員(欠席) 鱈部兼道(みよし商工会代表) 梅川小夜子(みよし市民生児童委員協議会代表) 大島豊美(公募委員)</p> <p>事務局 村田市民協働部長、深谷協働推進課長、 水野協働推進課副主幹、藤田協働推進課主任主査、 長尾協働推進課主事</p> <p>傍聴者 0名</p>		
次回開催予定日	-		
問合せ先	<p>協働推進課 電話 0561-32-8025 ファクシミリ 0561-76-5702 メール kyodo@city.aichi-miyoshi.lg.jp</p>		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録全文 ・ 議事録要約 	要約した理由	-
審議経過	<p><内容></p> <p>1 あいさつ</p> <p>2 議題</p> <p>(1) みよし市自治基本条例の見直しについて</p> <p>(2) みよし市自治基本条例の啓発について</p>		

<p>会議録 開会</p>	<p>水野副主幹</p>	<p>定刻となりましたので、只今から「みよし市自治基本条例検討ネットワーク会議」を始めます。</p> <p>みなさん、ご起立ください。 一同礼。 ご着席ください。</p> <p>本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。 本日の会議は、「みよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱」第6条に基づき、会議の全部を公開としておりますので、予めご了承ください。 傍聴人数は、0人です。</p> <p>なお、梅川委員、鰐部委員、大島委員は、所用のためご欠席の連絡をいただいております。 それでは、次第に従いまして進めてまいりますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>あいさつ</p>	<p>水野副主幹 柘植委員長</p>	<p>始めに、柘植委員長からごあいさつをお願いします。</p> <p>《 あいさつ 》</p>
<p>議題</p>	<p>水野副主幹 柘植委員長</p>	<p>ありがとうございました。 これからの進行につきましては、みよし市自治基本条例検討ネットワーク会議設置要綱第5条の規定により委員長がその会議の議長となると規定しておりますので、柘植委員長をお願いします。</p> <p>それでは、議題（1）みよし市自治基本条例の見直しについて、事務局から説明をお願いします。</p>
<p></p>	<p>村田部長</p>	<p>本日はお忙しい中、ありがとうございます。 最高規範である自治基本条例を5年以内に一度見直すという規定に基づき、お集まりいただきました前回会議で、一部改正すると結論に至りましたが、その後、庁内でこの結論について法制執務的な見地を踏まえた協議を行い、今回の改正部分は改正するべきではないとの結論に至りました。 その結論に至った経緯をこれから説明させていただきます。</p>
<p></p>	<p>深谷課長</p>	<p>本日の資料をご覧ください。 前回会議において、委員の皆様から意見をいただき、資料の1にあります、検討内容のとおり、第22条において、市のことは規定してあるが、市民の務めの規定がないため、第22条の2項に、「市民は地域との関わりを持ち、自ら考え行動する力の向上に努めます。」の一文を加えるとする意見をいただきました。 その後、庁内、主に法規の担当課である総務課と協議を重ね、資料2の上記検討内容の調整にあるとおりとなりました。 まず、（1）第7条では、市民の責務として「まちづくりの主役で</p>

	<p>あることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進します。」と規定しています。先ほど述べました、追加すべきとした第22条第2項と内容が重複するのではないかと検討されました。</p> <p>加えまして、(2)第22条で、地域づくりの推進に関して市の役割を載せていますが、ここに市民の務めを載せていくと、第20条にあります、「市は、市民の自主的な活動を尊重し、協働によるまちづくりを推進します。」という部分にも市民の責務を加え、整合性をとる必要があるという意見が出ました。</p> <p>みよしの最高規範である自治基本条例の見直しに当たり、社会情勢が大きく変わっていけば、変えていくべきなのですが、前回会議の一部改正案につきましては、結論が変わってしまい申し訳ありませんが、第7条の条文の中に含まれる内容であると解釈できるため、事務局としては、改正はしないとの結論に至りました。</p> <p>この結論に関して、皆様に意見を伺いたいと思います。</p>
柘植委員長	<p>ただいまの説明に関して、ご意見ご質問がありましたらお願いします。</p>
日比野委員	<p>前回の会議で、第7条に同じ文章が入っているが、第22条だけを見たときにも分かるように、入れましょうということだったかと思うのですが、ご説明いただいた様な結論が出たのであれば、決定に従うしかないと思いました。</p>
柘植委員長	<p>それでは、事務局から出た結論に従い、改正しないということによろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
柘植委員長	<p>続きまして議題(2)「みよし市自治基本条例の啓発について」事務局から説明をお願いします。</p>
深谷課長	<p>平成22年1月4日に三好町からみよし市に市制施行を行いました。再来年1月4日で市制10周年を迎えます。市では、いくつかの10周年記念事業を計画しており、その中の1つとして、自治基本条例の制定から10年が経過しましたが、市民の皆様が自治基本条例の趣旨や内容が浸透されていない現実を感じております。この記念事業の一環としまして、自治基本条例をPRするため、その情報だけでなく、解説を分かりやすく掲載したパンフレットを全世帯に配布しようと考えていますので、提案させていただきました。</p>
柘植委員長	<p>ただいまの説明に関して、ご意見ご質問がありましたらお願いします。</p>
西村委員	<p>自治基本条例と併せて、市民憲章も掲載していただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
深谷課長	<p>ありがとうございます。おっしゃるとおり、自治基本条例と市民憲章は切り離せない関係にあります。市民憲章も掲載する形で、パンフレットの作成を考えております。</p>

長谷川委員	<p>自治基本条例をPRしていく必要性や目的はありますか。</p>
深谷課長	<p>みよし市の自治基本条例は、条例の中の最高規範としており、理念的な表現となっています。また、市民憲章は制定からかなりの年数が経過しており、行政区での行事などで唱和していただいていると聞いていますので、市民の皆さんにもある程度浸透していると思います。市民憲章のもと、自治基本条例にある基本理念において行動していくためには、市民の皆さんに今一度理解していただき、協働のまちづくりを進めていきたいと考えまして、自治基本条例のPRを行っていききたいと考えております。</p>
長谷川委員	<p>自治基本条例は、市民にとっての最高規範ではないので、市民憲章をもっとPRした方がいいのではないのでしょうか。</p>
深谷課長	<p>市民憲章のPRも非常に大事だと考えておりますので、市民憲章も自治基本条例と併せてPRをしてまいります。自治基本条例は、市民憲章を実現するための行動規範でもあるため、市民憲章よりも具体的に書かれています。この機会に、自治基本条例も知っていただきたいので、併せてPRさせていただくことをご理解ください。</p>
清田委員	<p>市民憲章は回覧板に記載されており、唱和をしているとはいえ、きちんとその内容まで理解しているか分からないため、もう少しインパクトのあるPR方法を考えていただきたい。</p>
深谷課長	<p>先だって、市民憲章の推進会議を行いました。そこでも同様の意見がありました。また、クリアファイルに市民憲章を印刷し、配布しているだけではないか。という意見が出たこともあります。市民憲章を浸透させていくための積極的な啓発や行動ができていなかったことは事実であります。市民の皆さんにより浸透するような形のPR方法を考え、提案できるようにしてまいります。</p>
小野田委員	<p>市民憲章は区の総会の時、100～150人くらい出席している中、唱和はしていますが、その程度の啓発しかしていません。</p>
深谷課長	<p>確かに、総会や様々な会議はあるのですが、全ての会議で市民憲章の唱和をしている訳ではありません。たとえ、唱和してもその内容まで理解していただいているのかは分かりません。その点も含め、どのような啓発方法がいいのか、現在考えているところです。</p>
柘植委員長	<p>貴重なご意見をいただきありがとうございます。 PRの方法など、気づくことがありましたら、事務局の方に提案をしていただければと思っております。</p>
天石委員	<p>PR方法ではありませんが、気になる事があります。 みよし市自治基本条例の第4条、解説①に、「地方自治を成立するためには、「自助」・「共助」・「公助」の補完性の原則を徹底しなければなりません。」とありますが、福祉の基本計画から言いますと「自助」・「互助」・「共助」・「公助」としています。「互助」とはお隣さん同士で助け合いましょうという意味ですので、「互助」を「自助」と</p>

		<p>「共助」の間に加えていただきたい。</p> <p>また、この「互助」の関係で、市民憲章が制定されてから社会情勢に変化があったと思います。市民憲章の中に、「しあわせな家庭をつくり スポーツに親しみ青少年の伸びるまちにしましょう」とありますが、現在の標準世帯は、単身世帯が大多数です。そこで、「しあわせな家庭をつくり」という部分について、「互いに支え合いましょう」や「地域で助け合っていきましょう」などとする必要があると思います。</p> <p>そして、LGBTなど多様性も広がってきているので、LGBTを尊重するためにも、「近隣のみんなで支え合う」とするような表記にするか、追記する必要があると思います。市民憲章の見直しの際には是非検討いただきたい。</p>
	村田部長	<p>市民憲章に追加する必要があるのではないかとということですが、内部で検討していくと共に、LGBTなどの人権について考えていく必要性も感じておりますので、提案いただいた件につきまして、記憶と記録に留めさせていただき、今後検討させていただきます。</p>
	天石委員	<p>「互助」の件についてはどうでしょうか。</p>
	深谷課長	<p>これまでは「互助」は「共助」の中にあるという理解でありました。現在、第二次総合計画を市の方で策定中であり、「互助」について検討しております。その検討の経過を見ながら、同様に対処していこうと考えております。</p>
	天石委員	<p>福祉部の基本計画では「自助」「共助」「互助」「公助」の4つに分かれていますので、そちらとの整合性を図っていただければと思います。</p>
	柘植委員長	<p>貴重なご意見をいただきありがとうございました。 これで本日の議事を終了いたします。 事務局から連絡事項がありましたらお願いします。</p>
	村田部長	<p>短い期間に2度の会議に出席いただき、ありがとうございました。市民憲章、自治基本条例というものがあるということを、ふと思い出してもらえそうなPRを考えていきます。</p>
	深谷課長	<p>本日、自治基本条例の改正はしないとの結論をいただきました。前回の会議において、市長からネットワーク会議へ諮問をさせていただきましたので、委員長と市長の日程を調整しまして、後日、委員長から市長に答申を行っていただきます。ご了承ください。</p>
閉会	水野副主幹	<p>以上をもちまして、第2回みよし市自治基本条例検討ネットワーク会議を終了いたします。</p> <p>それでは、皆様ご起立ください。 一同礼。 ありがとうございました。</p>